

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領

令和2年 4月10日付け 県流第33号
(最終改正 令和3年 3月22日付け 県流第789号)

第1 趣旨

原木きのこ生産を取り巻く環境が厳しさを増す中、生産開始直後の経営を安定させることで新規参入を確保育成するため、新たに原木きのこ生産の経営者となる者を対象に新規きのこ生産者就業定着給付金（以下「給付金」という。）を給付する。

その取扱い、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助事業者等

補助事業者等は、市町村長とする。

第3 給付金の給付要件

補助事業者等は、以下の要件を全て満たす者（以下「給付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

- (1) 年齢が18歳以上60歳未満であり、原木きのこ生産を開始してから5年以内の経営者、又は親元就業者であること。
- (2) 概ね年間1,500本以上の原木きのこ生産に従事していること。
- (3) 主要な原木生産資材・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。
- (4) 生産物や加工品等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
- (5) 次のどちらかの要件を満たしていること。
 - ア 給付対象者が生産した生産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理していること。
 - イ 親元就業者の場合は、専従者給与を受けていること。
- (6) 農業次世代人材投資資金及び後継者等就農給付金を受給していないか、受給していた場合は各資金等の就農義務期間内でないこと。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

第4 補助金額及び給付金額等

- 1 補助金の額は、1人あたり50万円以内とする。なお、市町村による嵩上げ分を含めた給付金額は1人あたり100万円以内とし、給付期間は1年間とする。
- 2 夫婦共に就業した場合、夫婦の年齢がどちらも60歳未満である場合は、補助金額は、夫婦合わせて75万円以内とする。なお、市町村による嵩上げ分を含めた給付金額は夫婦合わせて150万円以内とし、給付期間は1年間とする。

第5 給付対象者の手続

1 生産計画の承認申請

給付を受けようとする者は、特用林産生産計画（以下「生産計画」という。）認定申請書（別紙様式第1号）を作成し、補助事業者等に申請する。

2 生産計画の変更承認申請

1の承認を受けた者は、生産計画を変更する場合は、補助事業者等に対して変更を申請する。この場合、生産本数の2割以内の減少等の軽微な変更を除く。

3 給付申請

1の承認を受けた者は、新規きのこ生産者就業定着給付金給付申請書（別紙様式第6号）を作成し、補助事業者等に給付金の給付を申請する。給付期間は生産計画の開始後の1年分を単位として行うことを基本とする。

4 生産計画の廃止

給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付期間内に生産計画を廃止する場合は、補助事業者等に廃止届（別紙様式第8号）を提出する。

5 生産計画の休止

（1）受給者は、病気などのやむを得ない理由により生産計画を休止する場合は、補助事業者等に休止届（別紙様式第9号）を提出する。

（2）（1）の休止届を提出した者が生産計画を再開する場合は、補助事業者等に再開届（別紙様式第10号）を提出する。

6 就業報告等

（1）就業状況報告

受給者は、給付期間内及び給付期間終了後4年間は、毎年7月末及び1月末までにその前月までの6か月の就業状況報告（別紙様式第13号）を補助事業者等に提出する。

（2）受給者は、給付期間及び給付期間終了後4年以内に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第14号）を補助事業者等に提出する。

7 給付金の返還

給付期間中に次に掲げる事項に該当する場合、受給者は給付金を全額返還する。

（1）第3の要件を満たさなくなった場合。

（2）廃止届を提出した場合。

（3）休止届を提出した場合。ただし、補助事業者等が休止をやむを得ないと認め、休止から1年以内に再開する場合を除く。

（4）第5の6の（1）の報告を行わなかった場合。

（5）第6の4の就業状況の確認等により、生産計画どおりの経営が行われていないと補助事業者等が判断した場合。

（6）第8の2に定める補助事業者等が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。

（7）虚偽の申請等を行った場合。

8 返還免除

受給者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第11号）を補助事業者等に提出する。

9 申請窓口

- （1）申請窓口は、原木きのこを生産する施設等のある市町村を基本とする。
- （2）施設等のある市町村と居住する市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から申請することができる。

第6 補助事業者等の手続

1 生産計画の承認

補助事業者等は、給付を受けようとする者から生産計画の承認申請があった場合は、その内容について審査する。

審査の結果、第3の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合、補助事業者等は、新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（別記様式第4号）を作成の上、あらかじめ所管する農林事務所長（以下「所長」という。）と協議したうえで、予算の範囲内で生産計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

2 生産計画の変更承認

補助事業者等は、生産計画の変更承認申請があった場合は、1の手続きに準じて承認する。

3 給付金の給付

給付金の給付申請を受けた補助事業者等は、申請の内容が適当であると認めた場合は、別紙様式第7号により給付金の給付を決定する。給付金の給付は1年分を単位として行うことを基本とし、生産計画の開始後、速やかに給付金の給付を行う。

4 就業状況の確認

就業状況報告を受けた補助事業者等は、生産計画等に即して計画的な生産が行われているかを確認し、必要な場合は農林事務所と連携して適切な指導を行う。

確認は、原則として以下の項目について行う。

ア 対象者への面談

生産計画達成に向けた取組状況

イ 施設等の確認

（ア）生産施設等が遊休化されていないか

（イ）生産物を適切に生産しているか

ウ 書類確認

（ア）作業日誌

（イ）帳簿

5 返還免除

補助事業者等は、受給者から提出された返還免除申請の内容がやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、あらかじめ所長と協議の上、別紙様式第12号により給付金の返還を免除することができる。

6 申請窓口

- (1) 申請窓口は、原木きのこを生産する施設等のある市町村を基本とする。
- (2) 施設等のある市町村と居住する市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から申請することができる。

第7 事業計画の手続き等

1 事業計画の承認申請

所長は、補助事業者等から新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（別記様式第4号。以下「給付計画」という。）の提出があったときは、給付計画の内容を審査し、これを適正と認めた場合は、予算の範囲内で給付計画を承認し、審査の結果を補助事業者等に通知する（別紙様式第3号）。なお、承認にあたり、所長はあらかじめ知事に協議する。

2 補助金の内示

知事は、1の協議結果を踏まえ、予算の範囲内で給付予定額を決定し、所長に通知する。所長は、補助事業者等に給付予定額を通知する。

3 補助金の交付申請

補助事業者等は、2に基づく通知を受けたときは、規則第4条及び要綱第4条に基づき補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添えて所長に提出する。

- ・新規きのこ生産者就業定着給付金計画書（別紙様式第4号）

4 補助金の交付決定

所長は、3の補助金交付申請書の提出を受けたときは、内容を確認し、補助金の交付決定（別紙様式第5号）を通知する。

5 実績報告

補助事業者等は、受給者の就業状況を確認後、補助金の実績報告（規則第13条及び要綱第8条）を作成し、所長に提出する。

- ・新規きのこ生産者就業定着給付金実績書（別紙様式第4号）

6 額の確定

所長は、確認要領にもとづき確認を行い、5の報告内容が適正であると認めたときは、規則第14条に基づき額の確定（別紙様式第15号）を通知する。

第8 効率的かつ適正な執行の確保）

- 1 補助事業者等は、本事業が県民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、受給者に対し、地域林業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 所長は、本事業の実施状況及び効果を確認するため、補助事業者等及び受給者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月10日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和3年 4月 1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

(別紙様式第 1 号)

特用林産生産計画認定(変更)申請書

年 月 日

市町村長 様

申請者住所
氏名

年 月 日生 (歳)

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 1 の規定に基づき、特用林産生産計画の認定を申請します。

特 用 林 産 生 産 計 画							
就 業 地			生産経営開始日		年 月 日		
就業形態 (該当する形態に 全て レ印)		☐ 新規で、きのこ生産経営を開始 ☐ 親元就農により生産開始 ☐ 夫婦就業					
きのこの施設規模、			現状		目標 (5年後)		
年間収入及び年間原		施設規模	㎡		㎡		
木数の現状及び目標		年間収入	千円		千円		
		年間原木 保有本数	本		本		
品 目 別 経 営 目 標	きのこ品目名		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		原木本数(本)					
		生産量 (Kg)					
		原木本数(本)					
		生産量 (Kg)					
		原木本数(本)					
		生産量 (Kg)					
出 荷 先							

家族経営の構成	氏 名	年齢	代表者との続柄	現状		見通し	
				担当業務	年間従事日数(日)	担当業務	年間従事日数(日)
雇用者	常時雇用(年間)		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇用(年間)		実人数	現状	人	見通し	人
			延べ人数	現状	人	見通し	人
技術・知識の習得状況	研修先等の名称		所在地			専攻・営農部門	
	研修等期間		年 月 ～ 年 月				
	研修内容等						
	活用した補助金等						

(備考)

- 1 夫婦が共同で特用林産生産計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。
- 2 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 就業時の就業地等
 - ア 「就業地」欄には、就業地の市町村名を記載する。また、就業予定地の場合は、市町村名の後に(予定)と記載する。
 - イ 「生産経営開始日」欄には、生産経営を開始した年月日を記入する。また、生産経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に(予定)と記載する。
 - ウ 「就業形態」欄には、該当する就業形態の□内にレ印を付す。
 - エ 「施設規模、年間所得及び年間原木保有本数の現状と目標」欄には、計画作成時における現状と将来(生産開始後おおむね5年後)の生産経営の目標を記載する。
 - オ 「品目別経営目標」欄は、きのこの種類毎に「原木本数」、「生産量」について、5年間の目標値を記載する。
 - カ 「出荷先」欄には、主な出荷先について、記載する。

- 4 「家族経営の構成」欄には、家族経営に携わる者の担当業務及び年間従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。
- ア 「氏名」欄に、代表者以外の者にあつては、経営に携わる者の氏名を記載する。
- イ 「代表者との続柄」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、代表者を基準とした続柄を、それぞれ記載する。
- ウ 年間従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 5 「雇用者」欄には、雇用を計画されている場合の「常時雇用」、「臨時雇用」別に現状と将来（生産開始後おおむね5年後）の雇用見通しについて記載する。
- 6 「技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
- ア 林業高校、林業者研修教育施設（道府県林業大学校）、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。
- イ 先進きのこ栽培農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の法人等名を記載する。
- ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

(別紙様式第 2 号)

第 号
年 月 日

農林事務所長 様

市町村長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書
(実績報告) の提出について

年 月 日付けで特用林産生産計画(変更)認定申請がありましたので、新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書(別紙様式第 4 号)を作成し、別紙のとおり提出します。

記

就 業 形 態	☐ 新規きのこ生産経営者	人
	☐ 親元就業者	人
	☐ 夫婦就業者	人

※ 特用林産生産計画認定(変更)申請書の写し添付

(別紙様式第 3 号)

新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画 (変更) 審査結果通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

農林事務所長

年 月 日付けで提出のあった新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画については、審査の結果、(変更)申請書のとおり承認したので(不認定としたので)新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 7 条 1 に基づき通知します。

(別紙様式第 4 号)

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金給付計画書（実績報告）

第 号
年 月 日

農林事務所長 様

市町村長

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和 2 年 4 月 日付け県流第 号林政部長通知）第 6 条 1 （第 7 条 5）の規定に基づき提出（報告）します。

記

新規きのこ生産者就業定着給付金の給付計画（実績）

〇〇年度給付対象者数			
	給付金額	内 訳	
		県費	市町村費
独立就業者	人	千円	千円
	千円		
親元就業者	人	千円	千円
	千円		
夫婦就業者	人(組)	千円	千円
	千円		
計	人(組)	千円	千円
	千円		

市町村長 様

農林事務所長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業費補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、年 月 日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
（総 事 業 費	円）
補 助 金 の 額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）、新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領（令和 2 年 4 月 1 0 日付け県流第 3 3 号林政部長通知。以下「要領」という。）及びその他関係通知に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記 4 に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1） 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2） 補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3） 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （4） また、補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （5） 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整理保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。
- ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、上記の各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の間接補助事業者について当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
 - ウ イによる報告は、別記様式により、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、該当補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の6月15日までに報告するものとする。
- (7) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

新規きのこ生産者就業定着給付金給付申請書

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条3の規定に基づき新規きのこ生産者就業定着給付金の給付を申請します。

給付期間	年 月 日	～	年 月 日
特用林産生産計画の認定番号	年 月 日 第 号		
給付申請額		0	0 0 0 円
農業次世代人材投資資金及び後継者等就農給付金の就農義務期間内の有無	☐ 期間内 ☐ 期間外 ☐ 給付を受けていない		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付されている ☐ 給付されていない		

給付金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所	出張所				
	金融機関コード									
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号					
	郵便局	記号			(当座)番号					
口座名義人		(ふりがな) 氏 名								

添付書類

- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）※

(別紙様式第 7 号)

令和 年度 新規きのこ生産就業定着給付金給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

市町村長

年 月 日付けで申請のあった新規きのこ生産就業定着給付金については、新規きのこ生産就業定着給付金事業実施要領（以下「実施要領」という。）第 6 条 3 に基づき、次のとおり給付を決定したので通知します。

記

1. 給付金額

円

2. 遵守事項

- (1) 給付期間内及び給付期間終了後 4 年間は、毎年 7 月末及び 1 月末までにその前月末日までの 6 か月の就業状況報告（別紙様式第 1 3 号）を補助事業者に提出すること。
- (2) 給付期間内及び給付期間終了後 4 年以内に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（別紙様式第 1 5 号）を補助事業者に提出すること。
- (3) 生産計画を廃止する場合は廃止届（別紙様式第 8 号）を、中止する場合は中止届（別紙様式第 9 号）を提出すること。
- (4) 給付申請に関する証拠書類は、給付金の給付が完了した年度の終了の翌日から起算して 5 年間保管しなければなりません。

3. 給付金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、受給した給付金を、実施要領第 5 条 7 に基づき、返還しなければなりません。

- ア 要領第 3 条の要件を満たさなくなった場合。
- イ 廃止届を提出した場合。
- ウ 中止届を提出した場合。ただし、補助事業者が中止をやむを得ないと認め、中止から 1 年以内に再開する場合を除く。
- エ 要領第 5 条 6 (1) の報告を行わなかった場合。
- オ 要領第 6 条 4 の就業状況の現地確認等により、計画どおりの生産経営を行っていないと補助事業者が判断した場合。
- カ 要領第 8 条 2 に定める所長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- キ 虚偽の申請等を行った場合。

廃 止 届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 4 の規定に基づき廃止届を提出します。

廃止日	年 月 日
廃止理由	

休 止 届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 5 （ 1 ） の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

再 開 届

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 5 （ 2 ） の規定に基づき再開届を提出
します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開日	年 月 日

返還免除申請書

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 8 の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

※添付書類：申請理由を証明する書類等（罹災証明書、医者診断書等）

(別紙様式第 1 2 号)

返還免除決定（不承認） 通知書

第 号
年 月 日

様

市町村長

年 月 日付けで申請のあった新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 6 条
5 の規定に基づき、承認（不承認と）したので通知します

就業状況報告

○年度 前半・後半（○～○月分）

年 月 日

市町村長 様

住 所

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第5条6（1）の規定に基づき就業状況報告を提出します。

1. 就業時期（どちらかにチェックする。）

☐	既に就業している	年 月 日就業開始
☐	まだ就業していない ※	年 月 就業予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 原木購入実績等

原木きのこの種類		施設面積(a)・原木本数等	
合 計			

家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	従事日数
雇用労働力			(人・日)	

3. 経営規模の報告

経営地	区分		面積（a）
	所有地		
	借入地		
生産	品目	生産量（Kg）	売上実績(円)

4. 計画達成に向けた今後の課題

添付書類

- 別添
1. 作業日誌の写し

2. 通帳及び帳簿の写し*1

3. 施設及び主要な機械の一覧等の写し*1

(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している施設等の写しは省略することが出来る。)

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

住 所 等 変 更 届

年 月 日

市 町 村 長 様

氏 名

新規きのこ生産者就業定着給付金事業実施要領第 5 条 6 （ 2 ） の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

第 号
年 月 日

市町村長 様

農林事務所長

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 14 条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名 新規きのこ生産者就業定着給付金事業

2 確定補助金額 金 円

(別紙様式第 16 号)

令和 年度新規きのこ生産者就業定着給付金事業実績総括表

【農林事務所名：】

市町村	受給者 住所・氏名	きのこ品目	原木生産本数	生産額 (千円)	給付金額（千円）	
					県補助金	市町村費